

第3章 史跡の概要

1 指定に至る経緯

伊東市で石丁場が初めて取り上げられたのは、昭和33年(1958)刊行の『伊東市史』本編であり、近世初頭の2大事跡の一つとして「伊東石と江戸城普請」が紹介されている。昭和40年代に入ると、宇佐美の山中に文字を彫った石があるという地元猟友会からの情報を元に、伊東郷土研究会による研究が石丁場の存在を次第に明らかにしていく。城郭研究者の田端實作氏とともに、鈴木茂氏、森山俊英氏、森善壽氏らが行った調査活動は、伊東市のみならず近隣の熱海市、東伊豆町にも大きな影響を与えた。中でも鈴木茂氏による伊東市域の石丁場分布調査と論考の発表や、東伊豆町域の岡田善十郎氏による石丁場の調査研究は、石丁場遺跡への市民的な理解を大きく進めた。

しかし、当時石丁場は、まだ遺跡としての認識が薄く、法に基づいた埋蔵文化財包蔵地としての登録もされていないことから、開発により消滅してしまう石丁場もあった。

昭和の終わり頃からの好景気に伴い、伊東市もリゾート地として開発件数が急増した。特に大規模開発が計画されるようになると、石丁場遺跡の認識も高まり、その重要性から森山俊英氏や鈴木茂氏の調査事例を基に、昭和63年(1988)に法に基づいた遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）として登録された。

平成年間になると、バブル経済の下で大規模な開発計画が持ち上がり、宇佐美地区にもゴルフ場建設計画が提示されたため、平成2年度には宇佐美北部石丁場群の調査を行うとともに、斎藤忠氏を団長に小和田哲男氏、坂詰秀一氏、鈴木茂氏、吉田章一郎氏、若林淳之氏を委員とした「宇佐美北部石丁場群調査委員会」が設置され、石丁場遺跡の文化財としての価値についての議論がされた。調査委員会では、石丁場遺跡の価値を国指定級のものとして認めつつ、全体像がはっきりしていないため、現地の状況、運搬経路、使用場所など広い観点からの調査を行い、保存を前提としての対応が望ましいとの見解が示された。その後この開発計画は凍結されたことから、調査自体も中断となっていた。

また、この頃東京では、工事による江戸城外堀跡や近世・近代の遺跡調査において、安山岩、凝灰岩等の伊豆半島産の石材が多く確認されており、石材が江戸城だけではなく、その後の都市としての江戸・東京の基盤となっていることから、伊豆半島の石丁場遺跡の存在がクローズアップされ、調査研究が行われてきた。

石丁場遺跡の調査は、分布範囲が広大な面積になることと、そのほとんどが民有地であることから、大型開発計画後の調査活動は、ごく小規模な範囲に留まっていた。平成18年度(2006)の熱海市教育委員会による文化庁記念物課主任文化財調査官への指導依頼が契機となり、伊東市、熱海市、東伊豆町の2市1町の石丁場遺跡の現状を確認することとなった。この中で調査官から国指定になりうる価値があるとの認識が示されたが、石丁場全体の情報が不十分であるため、更なる調査を行うよう求められた。また、宇佐美地区からは

石丁場遺跡が国指定史跡となるような対応をする要望書が提出された。このようなことから伊東市教育委員会は、平成18年度(2006)から平成20年度(2008)にかけて伊東市内の石丁場遺跡の埋蔵文化財調査を実施し、平成21年度(2009)に『伊豆石丁場遺跡確認調査報告書』を刊行し、さらに平成22年度(2010)から平成24年度(2012)にかけて引き続き調査を実施し、平成25年度(2013)に『伊豆石丁場遺跡確認調査報告書Ⅱ』を発行した。

石丁場遺跡に関する行政間の連携では、関係自治体間の統一性のある調査方法や連携が求められたため、伊東市、熱海市及び東伊豆町の2市1町で構成する「伊豆東海岸石丁場連絡協議会」を平成18年度(2006)に開催し、平成20年度(2008)からは文化庁及び静岡県助言を仰ぎ、沼津市、小田原市及び神奈川県もオブザーバー機関として参加し、石丁場遺跡の連絡組織を立ち上げるための「伊豆石丁場遺跡調査整備委員会準備会」を開催した。

これまでの市内石丁場遺跡の分布調査の結果、平成25年(2013)時点で25遺跡群85か所の丁場、129種類の刻印を確認したが、「宇佐美北部石丁場群」は、市内最大規模の石丁場遺跡で多種多様な刻印群や石材、採石坑、さらに「羽柴越中守石場」採石地の持場を表す標識石が確認されていることから、特に重要な遺跡として保存・活用することとした。

文化庁との協議を重ね、平成27年(2015)7月24日に「宇佐美北部石丁場群」の中心部で保存状態が良好な部分を史跡として保護するため、伊東市教育委員会から静岡県教育委員会を経て文部科学大臣へ意見具申書を提出し、同年11月20日に開催された国文化審議会における答申を受け、翌年、平成28年(2016)3月1日に史跡「江戸城石垣石丁場跡」として、熱海市の「中張窪石丁場跡」及び神奈川県小田原市の「早川石丁場群関白沢支群」とともに国指定史跡として告示された。

2 指定地の調査成果概要

史跡指定地は、宇佐美海岸にそそぐ烏川の支谷沿いに延び、最高部が標高352mの通称ナコウ山の南側斜面に展開しているナコウ山山頂丁場と洞ノ入丁場の一部が対象となっている。石垣用石材は、多賀火山及び宇佐美火山によって生成されており、この火山活動によってできた安山岩の転石を中心として採石、石材加工を行い、約1.5km離れた海岸にある港まで石材を運搬したものと考えられる。

江戸城の修築は、慶長、元和、寛永年間の30数年にわたる長期間の普請のため、採石に関係する大名も多く、普請が行われた時期によっても関わった大名が違っている。宇佐美において採石した大名は、主な大名家文書によると次のとおりとなる。

○山内文書 「相模伊豆之内石場之覚」による慶長18年(1613)の採石

黒田筑前守「宇佐美 人数百人程」、田中筑後守「同所 人数四百人程」、
長岡越中守「同所 人数三百人程」、生駒讃岐守「はど 人数百人ほど」

○細川家文書『公儀御普請』に収められている「伊豆石場之覚」による寛永11年(1634)の普請命令

「先年 立花飛驒、稲葉彦六、伊東修理、森撰津守、木下右衛門」

「巳年 松平隠岐、細川越中」

○細川家文書の「伊豆相模之内細川越中守組へ相渡申石場之覚」による寛永13年(1636)の普請関係

「大丁場」と「小丁場」に分けられる

「先年 田中筑後守」(大丁場、少丁場とも)

「巳ノ年 松平隠岐守、松平越中」(大丁場、少丁場とも)

「亥ノ年 大丁場」有馬左衛門佐、山崎甲斐守、稲葉淡路、九鬼大和守

「亥ノ年 小丁場」立花飛驒守、立花民部少、土川土佐守、平岡石見守、
桑山左衛門佐

細川家文書では、他地区の石丁場や過去の採石大名の名前を克明に記載していることからより良好な石丁場確保のため、情報把握に努めていたことがうかがえる。

ナコウ山山頂には、西国大名の細川忠興を示す「羽柴越中守石場」の文字を刻んだ標識石があり、細川忠興が割り当てられた石丁場跡であることを示している。「伊豆石場之覚」においても「細川越中」の名が出てくることから、その石丁場の一部であることは間違いない。

市内には文字や記号、符号などから、全く解釈不明のものまで129種類の刻印が確認されているが、刻印と作業主体者を結び付けるのは石垣などの作事絵図(設計図)と石垣自体につけられた刻印を照合し判明しているものが多く、江戸城の外堀以外にも、名古屋城や大坂城の事例があり、特に大坂城に拠るところが大きい。

史跡指定地内では、稲葉家、毛利家の刻印が多く確認できる。寛永期における江戸城外堀の石垣普請では大名同士のグループ体制が敷かれており、稲葉家は細川越中組の中に属している。このことから、宇佐美の山中での採石においても、組織体制の中で細川家が従来から割り当てられている石丁場で採石していた可能性がうかがわれる。

次に、史跡指定地内の刻印や採石坑などが集中しているA～Gの各地点の概要を次に示す(図3-1)。

<A地点>

A地点はナコウ山山頂付近の石丁場跡である。このナコウ山山頂には、前述の「羽柴越中守石場」標識石がある。標識石は山頂部付近尾根の南側斜面に向いた石に刻まれており、この石に矢穴痕があることから、元は大きな岩石を割り、その面に刻んだことが分かる。この石の建つ位置環境から、境界を示すものではなく、この山一帯を細川忠興が割り当てられた石丁場であることを示していると思われる。なお、羽柴姓として刻まれていることから、採石大名が豊臣秀吉恩顧の大名であることを示し、大坂夏の陣(元和元年)以前の慶長年間に石垣用石材を江戸へ運び出していたことを示す年代的指標になり得るものとして重要な意味をもっている。

平成20年度(2008)の確認調査では、多量のコップ石が埋蔵されていることが確認され、後世に一部破壊されている。刻印が施された石材は少ないが、「⊖」「⊕」などの刻印

石を確認することができる。なお、テラス状の平坦地には、製作年代は不明であるが、石臼の未製品が数点確認できる。鍛冶遺構からは^{ふいご} 鞴の羽口が検出されているが、稼働時期は不明である。

<B地点>

ナコウ山山頂と隣接する山頂の間に挟まれた丁場を指す。採石の状況を示すクレーター状の遺構が良好に確認することができ、石垣用石材などは1 mを超えるものが散乱している。刻印「」を持つ石材がひとつだけ確認できる。

<C地点>

大きな岩盤露頭を持つ丁場で、散在する自然割石も大きい。狭い尾根で60 cm程度の平石を製作した石丁場であり、石材の分布状況から、山の斜面に沿ってまず横に引き出された後、縦への石曳道を通り運搬されたと推定される場所である。刻印は「」である。

<D地点>

谷筋が作業により段状に地形改変された場所で、隣接するE地区とは尾根が境界となっている。刻印「」から^{ぶんご} 豊後佐伯藩毛利家の石丁場と考えられる。

範囲内には、石材が並べられた箇所が2箇所ある。1箇所は1列8個が並べられ、石材上部に施刻されている。もう1箇所は3列に約13個が並べられており、やはり上部に施刻されている。このように石材が並べられている場所は、宇佐美南部石丁場群の中ノ沢丁場にもあり、地元によって管理されていたことが分かる。

また、刻印「」が石材上部の同一箇所、同一方向に向け施刻されていることから、作業途中に付けられたというよりも、作業場を立ち去るときに付けられた物と考えるほうが自然である。度重なる普請命令は、終わりがいつになるか分からないため、今後の搬出を考え、未製品である石材をストックしておいたものと考えられる。

<E地点>

狭い尾根に展開された石丁場は、刻印「」が集中しており、稲葉家が採石した石丁場と考えられる。D地点とは尾根を境に、この刻印のみ確認される。なお、刻印「」は大きさの違う2種類が見られる。石丁場内には数点の石材を整列させ残している。

<F地点>

狭い谷に展開された丁場であり、刻印は「」「」が見受けられる。狭く急峻なため、埋没している可能性もあるが、谷丁場の一例となる箇所である。刻印は、加賀藩前田家によく見られるものであるが、前田家が宇佐美で採石した「大名家文書」などの記録がないことから、確定することは難しい。

<G地点>

狭い尾根に展開された石丁場である。刻印「」の石材が少量あるだけで、活発な採石が行われていたとは思われないが、周辺の石材の分布から、他の石丁場の搬出とは違うルートを使用している可能性がある。



図3-1 史跡指定地 地形図及び集中地点

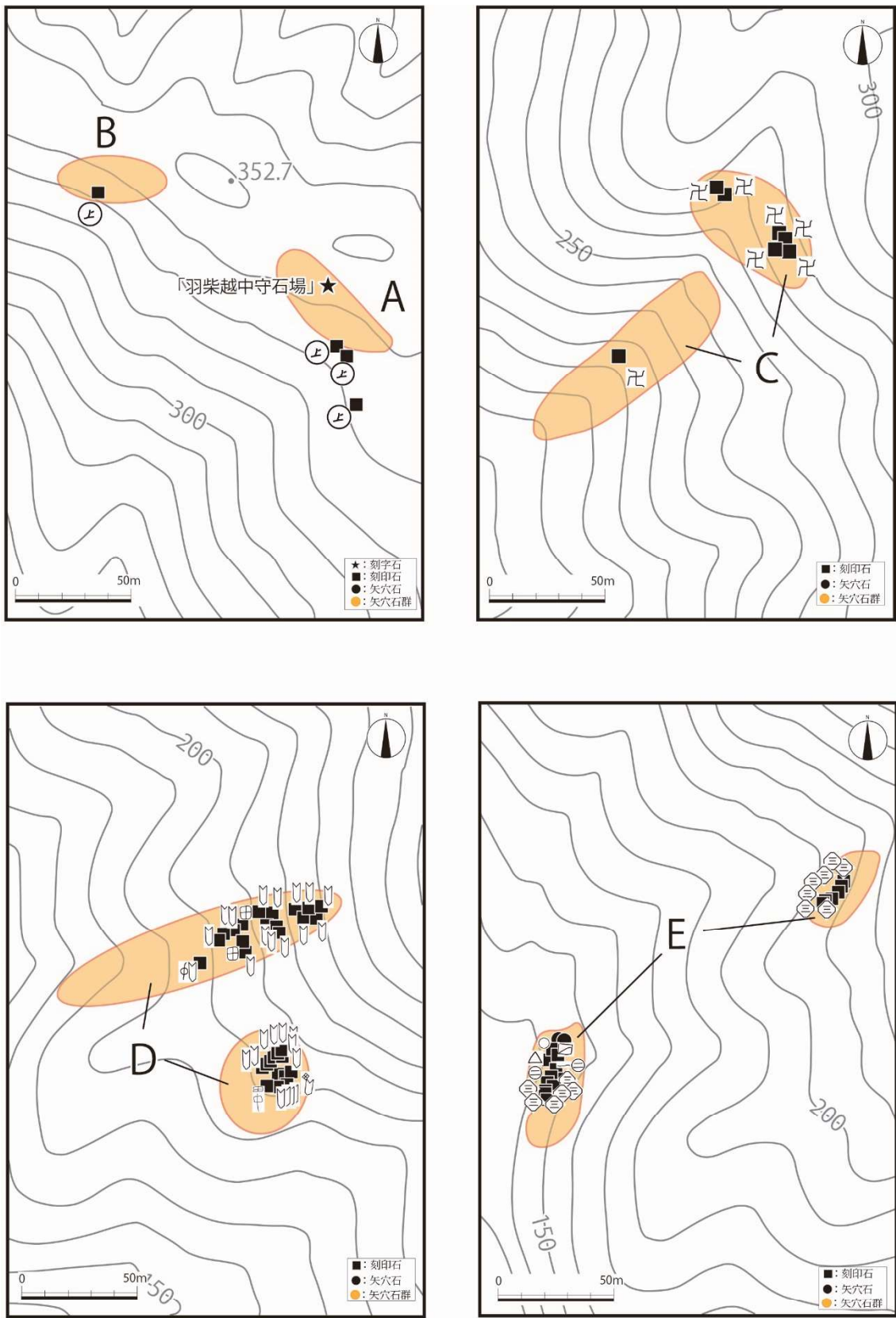


図3-2 史跡指定地 地形図及び集中地点分布図 A～E地点

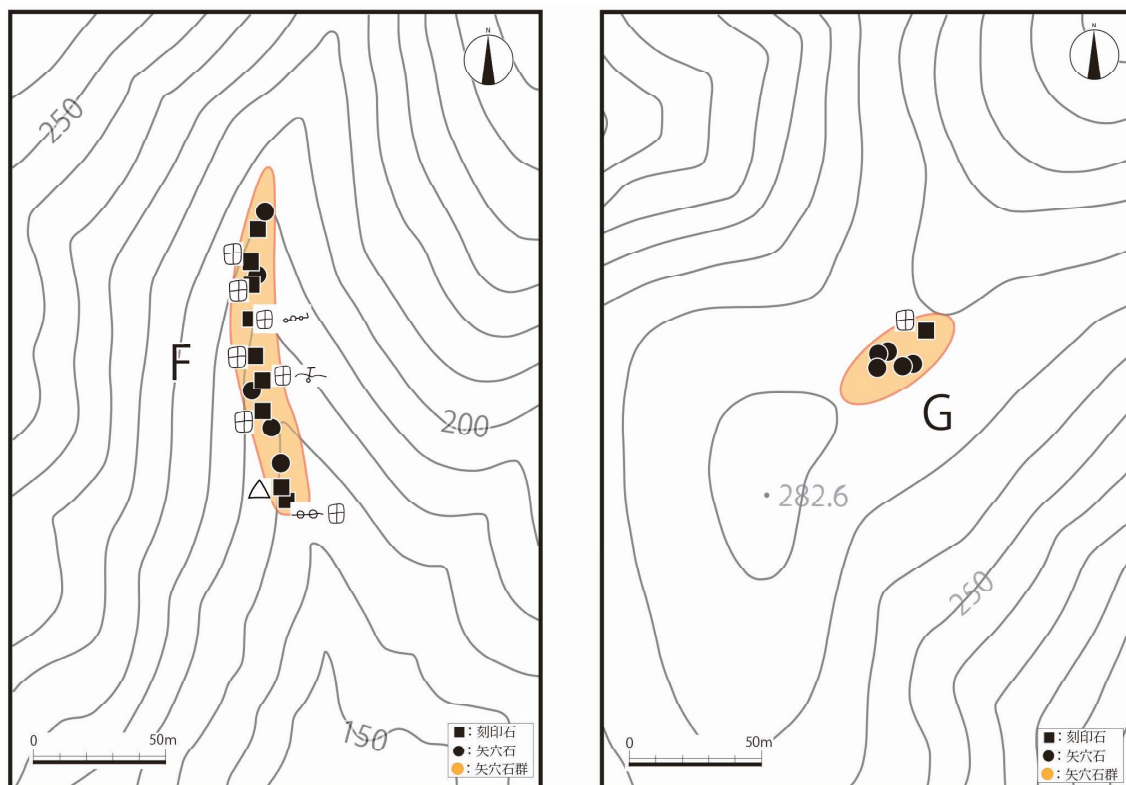
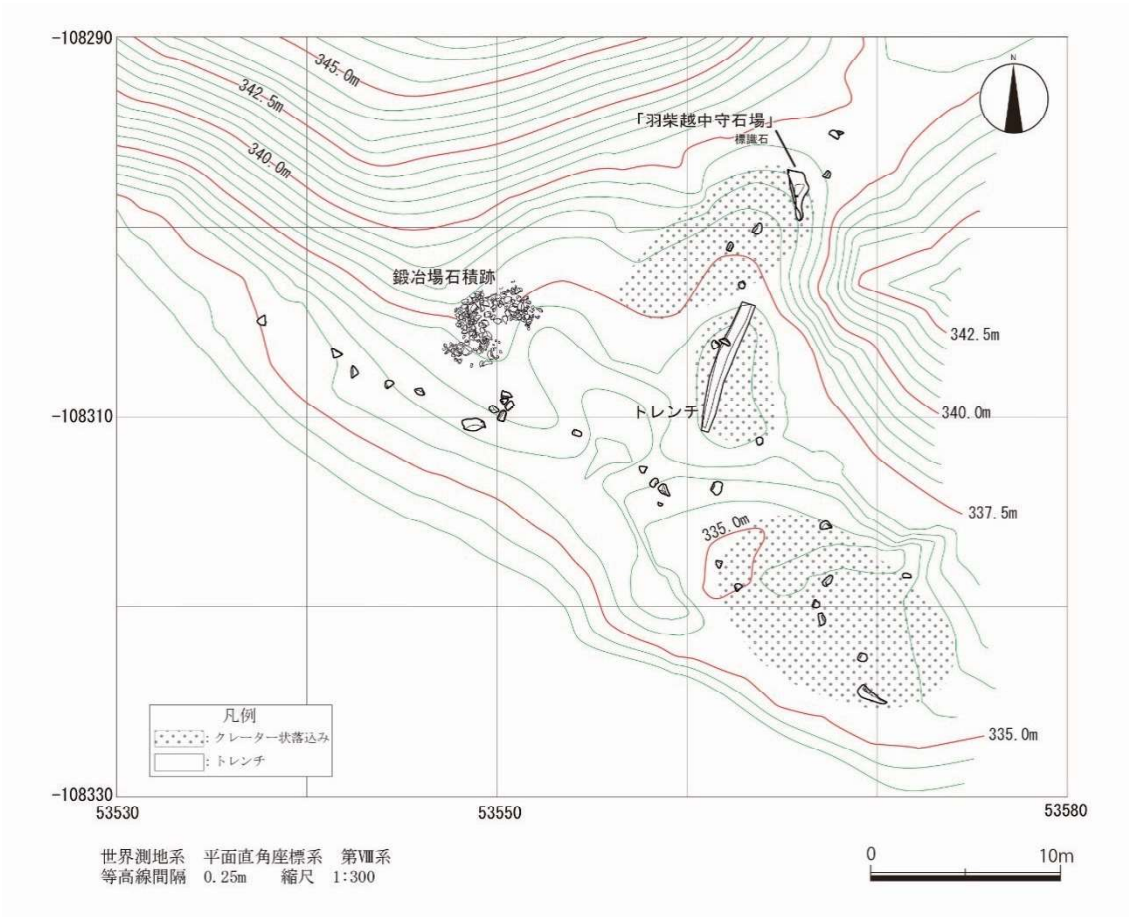


図3-3 史跡指定地 地形図及び集中地点分布図 F・G地点

第3章 史跡の概要



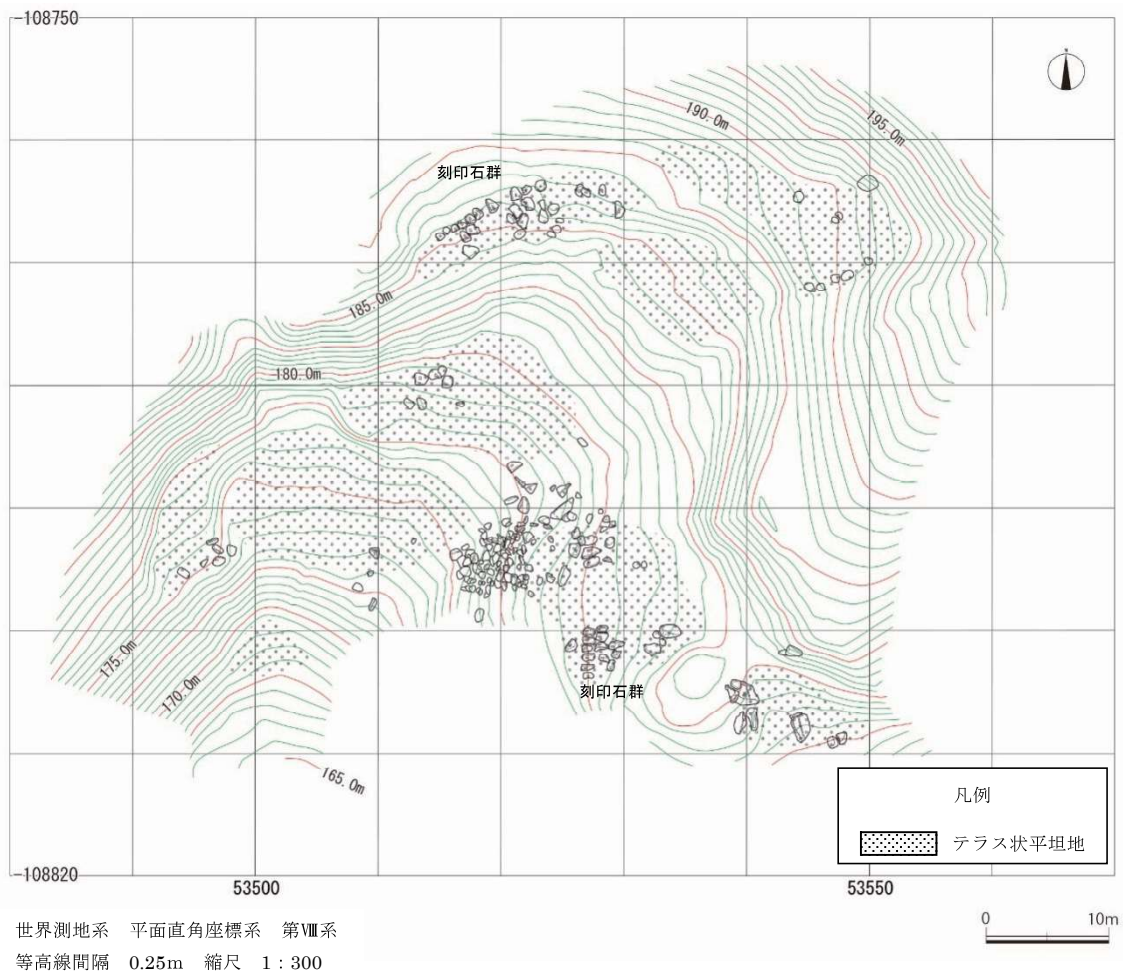


図3-5 史跡指定地 D地点詳細図

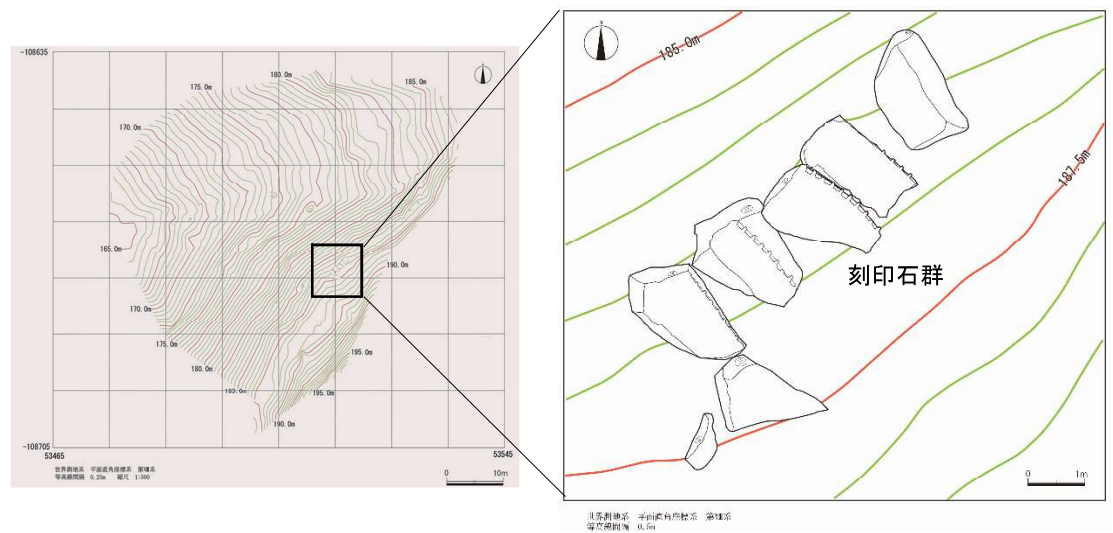


図3-6 史跡指定地 E地点詳細図

3 指定地の状況

(1) 指定告示

○文部科学省告示第26号

法第109条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同第3項の規定に基づき告示する。

平成28年3月1日

文部科学大臣 馳 浩

名 称	所在地	地 域
江戸城石垣 石丁場跡	静岡県伊東 市宇佐美字 洞ノ入	3600番1、3601番、3602番、3603番、3615番1、3615番2、 3615番5、3615番6、3616番1、3617番1、3617番3、3617番4、 3618番2、静岡県伊東市宇佐美字洞ノ入3600番1と同3617 番1に挟まれ同3601番と同3602番に挟まれるまでの道路敷 を含む。

(平成28年3月1日付け官報 号外第46号から抜粋)

なお、対象地面積は343,932.76㎡である。

(2) 管理団体の指定

○文化庁告示第38号

法第113条第1項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成28年5月24日

文化庁長官 宮田 亮平

上 欄		下 欄
名 称	指定告示	地方公共団体
江戸城石垣石丁場跡	平成28年文部科学省告示第38号	小田原市（神奈川県） 熱海市（静岡県） 伊東市（静岡県）

(平成28年5月24日付け官報 第6780号から抜粋)

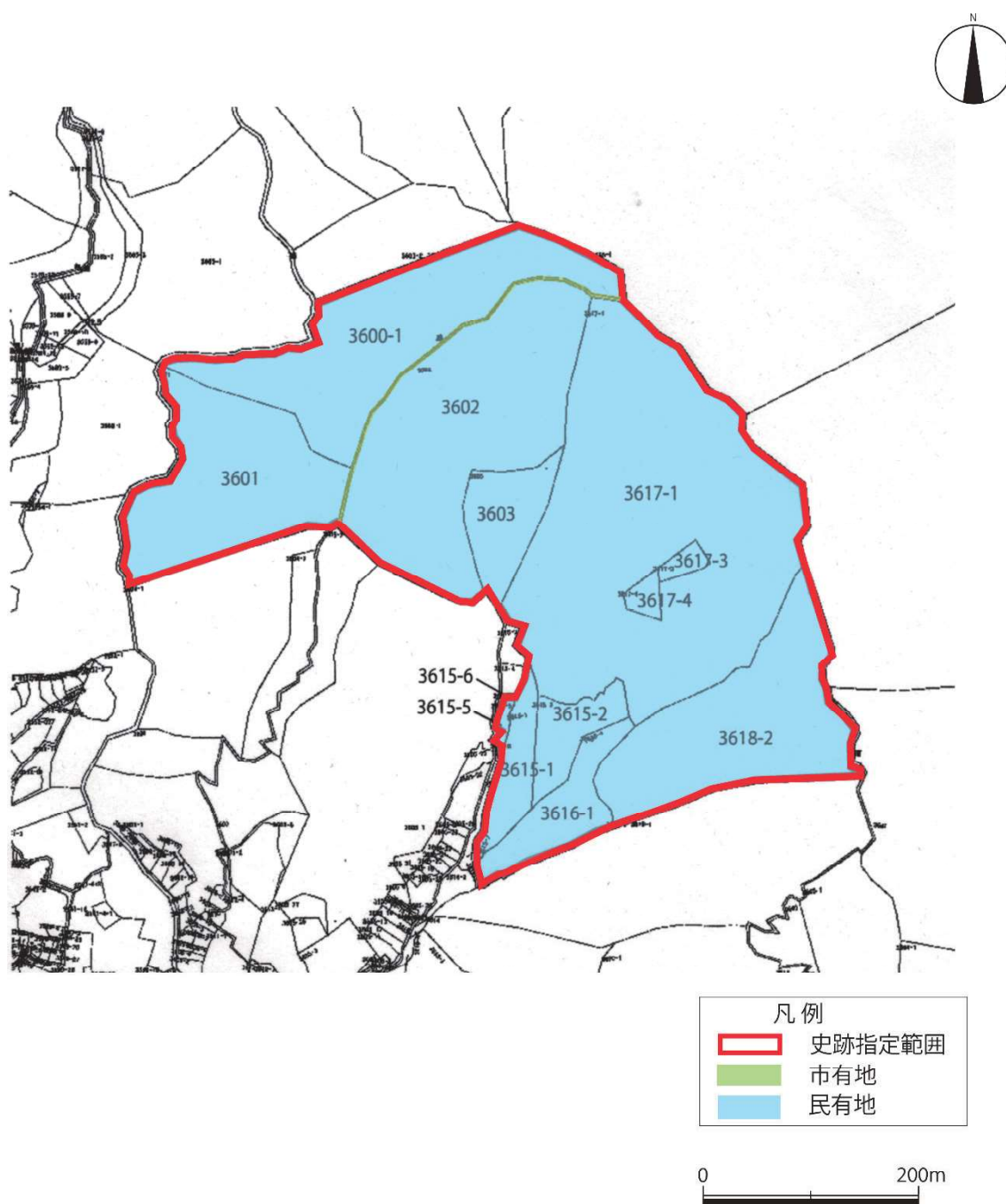


図3-7 指定地内の土地所有区分（課税課地番図）

（3）史跡の説明文とその範囲

江戸城石垣石丁場跡は、江戸幕府が諸大名を動員して行った江戸城改修に伴う「公儀御普請」で用いる石垣の石材を採石、加工した石丁場である。江戸城改修の普請は、徳川家康が慶長8年（1603）に江戸市街地の普請を諸大名に命じたことを皮切りに、翌9年から慶長12年にかけて、本丸、二の丸をはじめとする城郭の中心部の改修が行われた。慶長15年から寛永4年（1627）には、西の丸をはじめとする外郭の整備が行われ、寛永6年からは将軍家光の命により外堀などの整備が行われ、寛永13年により完成した。

石垣に用いる多量の石材は、全国各地から持ち運ばれたが、石材の大多数は、伊豆半島とその周辺から広く産出する硬質の安山岩が用いられ、現在でも各所に石丁場跡が認められる。石丁場の分布範囲は、相模湾沿いでは北東端が神奈川県小田原市街地を貫流する酒匂川・狩川西岸の丘陵、南端は静岡県下田市高馬で、この間に約130箇所^{さかわ}の石丁場跡が認められている。駿河湾沿いでは北西端が清水町徳倉、南端が沼津市戸田で、この間に45箇所^{へだ}の石丁場跡が認められている。

これらの石丁場において採石を行った大名の名前は、『細川家文書』『山内家史料』など大名家に伝わる史料や伊豆・相模国の^{じかた}地方文書などから判明するものも多い。中でも、『細川家文書』には寛永12年の「伊豆石場之覚」という史料があり、この当時、細川家が把握していた74箇所の石丁場と採石主体の来歴が記されている。また、史料には諸大名の編成や石丁場の管理や変遷を知ることができるものもある。

石丁場の立地は、海岸近くか河川沿いなど水運の便のよい山中であるものが多く、海岸の安山岩の転石を加工した磯丁場も認められる。また、石丁場は、採石と加工を行う山中の作業場、搬出前の石材をとどめ置く仮置き場、石材の搬出路である石曳道、船積みを行う港などからなるが、港の多くは現在まで継続的に使用されているため、当時の様子は明らかでない。山中の作業場は、いずれの場所でも石材の割り取りのために矢穴が打たれた石材の散布からその所在を把握することができる。地表に露出した石材はそのまま割り取りの作業を施しているが、一部が埋没している場合は石材の全体を掘り出した後、割り取り作業に取り掛かっているようで、その場合は、掘り出された原石の周辺はクレーター状のくぼみやテラス状の平場を形成している。

採石・加工された石材は、採石地点の下方の斜面上に仮置きされ、中には、目立つ位置に同一の刻印を打つ事例や、沢伝いに近似した大きさの石材を並べ同一の刻印を打つ事例もある。このように、石丁場には、採石から加工、搬出に至るまでのそれぞれの段階で放置された石材が残っており、公儀御普請に伴う石材供給の諸工程が判明する。

神奈川県小田原市では、石丁場と石丁場の可能性がある遺跡が19箇所、確認されているが、そのうち最も保存状況が良好で、大規模なものは早川石丁場である。平成15年度に小田原市教育委員会が行った分布調査では、史跡石垣山南西側の斜面から矢穴及び刻印を有する石材や加工が施された石材などが確認され、平成18年に公益財団法人かながわ考古学財団が行った発掘調査では、石曳道が検出された。さらに、平成19年度の小田原市教育委員会による分布調査によって、母岩と考えられる転石・自然礫、矢穴・刻印を有する石材

が東西1,300m、南北170mの面積約20haの範囲に分布していることが確認された。

この石丁場の特徴は、残存する加工石材の大きさが、小口3尺(0.9m)～4尺(1.2m)、控1間2尺(2.4m)～1間5尺(2.7m)と比較的大きなものが多いことから、江戸城の石垣の中でも、^{すみいし}角石や角脇石を切り出した石丁場と推定される。また、採石を行った大名は、史跡石垣山で発見された標識石から肥後国熊本藩加藤家の可能性が指摘されている。一方、早川地内に本遺跡以外に大規模な石丁場が確認できないことなどから、この石丁場を「伊豆石場之覚」にある「早川新丁場」に比定し、三大納言(徳川^{よしなお}義直、徳川^{よりのぶ}頼宣、徳川^{ただなが}忠長)の石丁場とする見方もある。

熱海市では30ヶ所の石丁場跡が確認されている。その中で最も規模が大きく、保存状況が良好な石丁場は中張窪・瘤木石丁場である。江戸城石垣石丁場跡の中で最も集中して人名刻印が現存することが、この遺跡の最大の特徴であり、「是ヨリにし^{ありまげんば} 有馬玄蕃 石場 慶長十六年 七月廿一日」、「有馬玄蕃 石場 慶十六」、「羽柴右近」(森忠政)が2つ、「^{あさのきいのかみのうち}浅野紀伊守内^{さえもんのすけ} 左衛門佐」、「慶長十九年」の人名及び年号が刻まれた標識石が確認されている。また、これらの標識石は各大名の石丁場の境界を示していると考えられる。「有馬玄蕃」の標識石は尾根筋に配置され、この西側では、刻印が確認できず、東側では多種の刻印石が多数、確認されているといった違いが認められる。

伊東市では21ヶ所の石丁場跡が確認されている。その中で最も規模が大きく、保存状況が良好な石丁場は宇佐美石丁場である。宇佐美石丁場では、複数の大名が採石にあたったことが知られ、『山内家史料』にみえる、慶長18年の採石では黒田筑前守、田中筑後守、長岡越中守、生駒讃岐守とあり、「伊豆石場之覚」には、寛永11年の普請命令が記されており、「先年 立花飛驒、稲葉彦六、伊東修理、森摂津守、木下右衛門」「巳年 松平隠岐、細川越中殿」とある。また、『細川家文書』「伊豆相模之内細川越中守組へ相渡申石場之覚」(寛永12年)には、先年「田中筑後守」、巳ノ年「松平隠岐守殿、松平越中殿」、亥ノ年「大丁場」「有馬左衛門佐、山崎甲斐守、稲葉淡路殿、九鬼大和守」、「小丁場」「立花飛驒守、立花民部少、土川土佐守、平岡石見守、桑山左衛門佐」とある。

さらに石丁場の中には「羽柴越中守石場」(細川忠興)の文字を刻んだ標識石や稲葉家、毛利家の刻印を刻んだ刻印石が確認されている。寛永11年から始まる普請では、幕府は石材調達の名を組編成としたようで、稲葉家、毛利家は、細川越中組に属していることが知られており、史料から分かる大名の編成と具体的な石丁場との対応関係を知ることができる。

このように江戸城石垣石丁場跡は、徳川家が築城した江戸城を構築する際、大量に必要とした石垣用石材の産地として、その採石・加工・運搬技術やそれに伴う労働力の編成を知る上で重要であるだけでなく、江戸時代前半における諸大名の編成をはじめとする公儀普請の実態や、その背景にある社会的・政治的動向を知る上で重要である。よって史跡に指定し保護を図るものである。

(文化庁文化財部監修2016『月刊文化財』第629号から)

第4章 史跡の本質的価値

1 史跡の本質的価値の明示

現在の視点において、既存の指定理由及び調査成果に基づき史跡江戸城石垣石丁場跡の価値を次のとおり掲出する。

1 日本史上最大の近世城郭である江戸城の石垣用石材を採石・加工・搬出した石丁場跡である。

史跡内には、採石に伴うと考えられるクレーター状のくぼみ（採石坑）や石材を割り取るための矢穴の彫られた石（矢穴石）、ノミ等で刻まれた印及び文字を有する石（刻印石、標識石）が残され、採石から石垣用石材への加工工程を推定することができる。

これらは、慶長9年(1604)から寛永13年(1636)に行われた公儀御普請による石垣用石材の採石、加工のあり方に係る具体的な物質資料であり、技術や生産過程を解明する上で重要である。

2 採石を行った大名の名前が刻まれた標識石や刻印石により公儀御普請であったことを示す。

史跡指定地は 343,932.76 m² と広大な面積で、海岸まで約 1 km の山中に所在する石丁場跡である。史跡内には、標識石や刻印石が現存しており、それが石丁場での作業様相や政治的動向を解明する手がかりを提供しており、重要である。

3 江戸の都市建設に欠くことができなかった石材を多く産出した伊豆半島の歴史的、地質的特色を示す。

火山の恩恵によって伊豆地域からは硬質で良質な安山岩が産出し、鎌倉時代から石塔や社寺の礎石として使用されていた。近世以後も江戸城の石垣だけでなく、江戸の市街地の石造物や土木資材として大量に使用されていた。大量の石材が採取可能であり、江戸への海上輸送も容易であるという2つの条件がそろう地域の特性を明確に示す。

2 構成要素の分類

史跡指定地内に存在する諸要素を、「本質的価値を構成する諸要素」と「本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」に区分し、史跡の周辺地域を構成する諸要素とあわせて3つの要素に分類する。

表4-1 史跡江戸城石垣石丁場跡に関わる構成要素

	分類	構成要素	主な内容
史跡指定地内	本質的価値を構成する諸要素	◇石丁場を構成する遺構 ◇採石・加工に関わる遺物 ◇史跡指定地を構成する地形等	◇岩盤露頭、採石坑（石材採掘坑）、平場（石材加工の作業場）、石材及び製品集積場、石曳道（推定） ◇標識石、刻印石、矢穴石、コップ石などの石材加工に伴う石片 ◇鍛冶遺構、石臼未製品 ◇自然地形等の自然的要素
	本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	◇採石活動後の人々の生業に関する社会的要素 ◇見学路・案内板・説明板等の施設 ◇直接的に遺構等に関連しない山地地形、採石や加工の痕跡の無い自然石、植生など自然的要素 ◇遺構に影響を与える樹木	◇採石後に行われた生業跡 ◇史跡内の見学路、説明板、案内板 ◇表層土壌に応じて自生した草木、スギ・ヒノキの人工林、竹林
史跡指定地外	周辺地域を構成する諸要素	◇史跡指定地外の埋蔵文化財包蔵地となっている石丁場遺跡 ◇宇佐美地区から出土した刻印石、矢穴石を移設、保存展示している場所 ◇石垣用石材の採石に関連する地名、石丁場以外の文化財等 ◇地域の人々が集まるコミュニティ施設、文化施設、教育施設 ◇観光客が集まる交通拠点 ◇史跡周辺のウォーキングコース・案内板・説明板等の施設	◇標識石、刻印石、矢穴石、採石坑石曳道など ◇御石公園・郷戸公園・駅前通り交差点ポケットパーク・宇佐美中学校・宇佐美小学校・宇佐美コミュニティセンターで移設、保存展示されている刻印石、矢穴石及び説明板 ◇御石ケ沢・割石として残る地名、東浦路、比波預天神社のホルトノキなどの文化財や遺跡 ◇留田浜辺公園、宇佐美コミュニティセンター、宇佐美中学校、宇佐美小学校 ◇JR 宇佐美駅、宇佐美海水浴場 ◇市街地内の案内板や公益施設、ゆったり湯めまちウォーク（白波台・離山コース、旧街道コース、まちなかコース）

第4章 史跡の本質的価値



A地点 羽柴越中守石場標識石



A地点 羽柴越中守石場刻字部分拡大



A地点 確認調査の状況



A地点 確認調査の状況



B地点 分布調査の状況



B地点 石材分布状況



C地点 石材分布状況



C地点 石材分布状況

図4-1 本質的価値を構成する諸要素の現状①



C地点 刻印石の状況



C地点 石曳道（推定）



D地点 測量調査の状況



D地点 石材分布状況



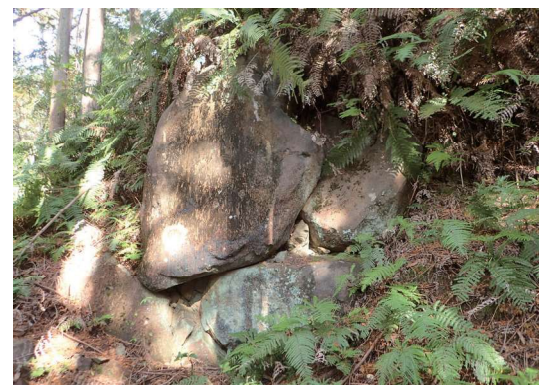
D地点 刻印石群



D地点 刻印石群



D地点 刻印石群



D地点 自然石露頭の状況

図4-2 本質的価値を構成する諸要素の現状②



E地点 刻印石群



E地点 刻印石群



E地点 刻印石群



E地点 稲葉家の刻印



F地点 分布調査の状況



F地点 刻印石の状況



G地点 分布調査の状況



G地点 刻印石の状況

図4-3 本質的価値を構成する諸要素の現状③



宇佐美北部石丁場群（標識石）



宇佐美北部石丁場群（刻印石）



宇佐美北部石丁場群（刻印石群）



宇佐美北部石丁場群（市指定史跡地点）



市指定史跡「東浦路」（説明板）



市指定史跡「東浦路」沿いの法界萬霊塔（矢穴石利用）



JR 宇佐美駅



宇佐美コミュニティセンター

図4-4 周辺地域を構成する諸要素の現状①

第4章 史跡の本質的価値



JR 宇佐美駅前の観光案内図



JR 宇佐美駅前御石公園 刻印石保存展示



駅前通りポケットパーク刻印石保存展示



郷戸公園 刻印石保存展示



宇佐美中学校 刻印石保存展示



留田浜辺公園説明板



洞ノ入川砂防ダム下の史跡説明板



史跡入口の「徳川碑」

図4-5 周辺地域を構成する諸要素の現状②

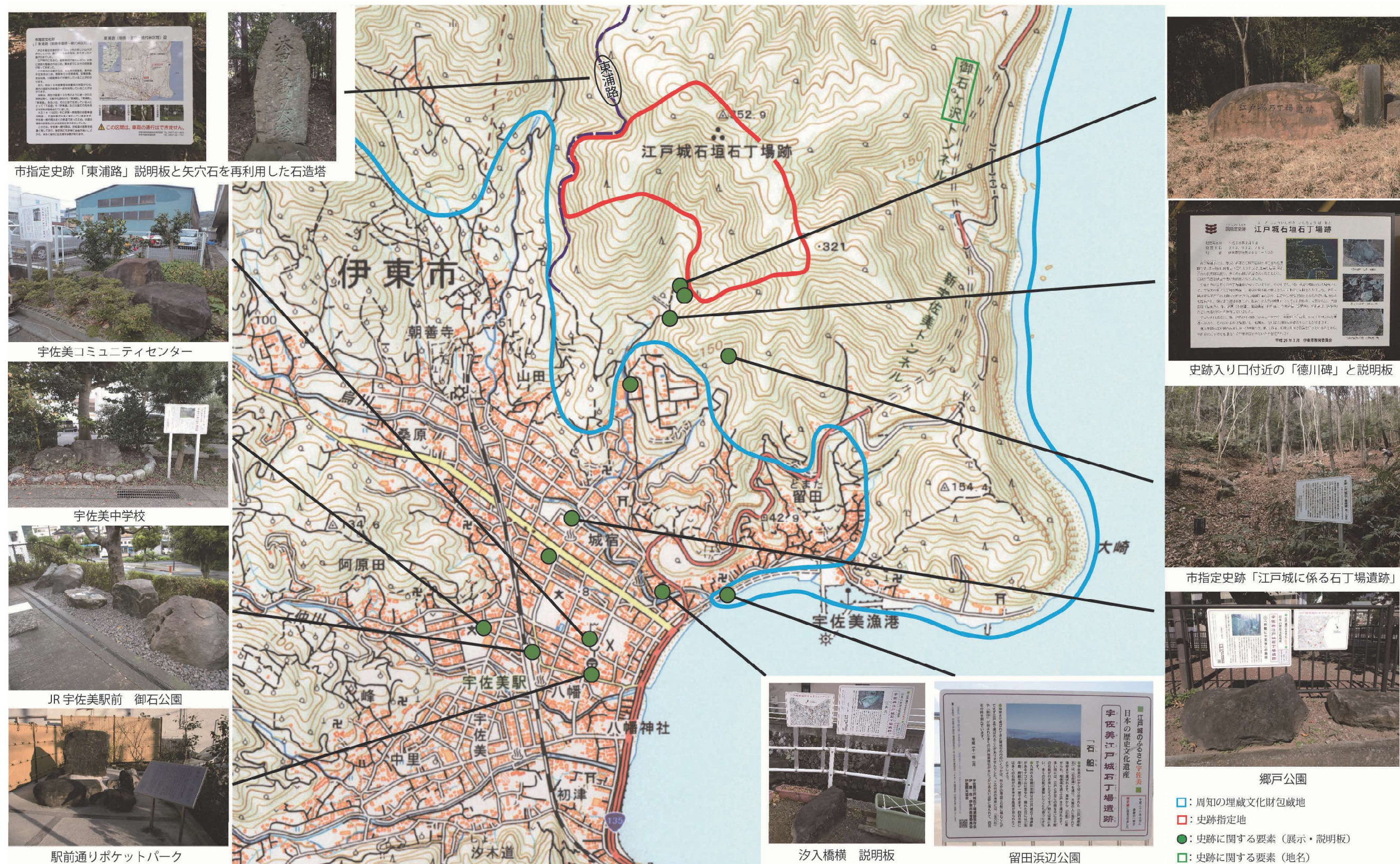


図4-6 史跡と史跡に関連する要素分布図（国土地理院 1/25,000 地形図 平成30年12月1日発行「網代」に加筆）